

(R03)

改 定	現 行	備 考
<p data-bbox="498 541 955 598">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="418 1308 1041 1365">令和4年10月1日以降適用</p>	<p data-bbox="1760 541 2217 598">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1679 1308 2303 1365">令和4年4月1日以降適用</p>	

(R03)

改 定	現 行	備 考
<p>(略) 第110条 担当技術者 (略)</p> <p>2. 測量業務における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p> <p>(略) 第118条 成果物の提出 (略)</p> <p>4. 受注者は、電子データにより成果物を提出する場合は、「岩手県電子納品ガイドライン」に基づいて作成するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【測量編】(国土交通省・令和3年3月)」に基づくものとする。</p> <p>(略) 第120条 検査 (略)</p> <p>3. 検査員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 測量業務成果物の検査 (2) 測量業務管理状況の検査 測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【測量編】(国土交通省・令和3年3月)」を参考にするものとする。</p>	<p>(略) 第110条 担当技術者 (略)</p> <p>2. 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p> <p>(略) 第118条 成果物の提出 (略)</p> <p>4. 受注者は、電子データにより成果物を提出する場合は、「岩手県電子納品ガイドライン」に基づいて作成するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【測量編】(国土交通省・平成30年3月)」に基づくものとする。</p> <p>(略) 第120条 検査 (略)</p> <p>3. 検査員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 測量業務成果物の検査 (2) 測量業務管理状況の検査 測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【測量編】(国土交通省・平成30年3月)」を参考にするものとする。</p>	